

「茨城県消費者基本計画(第4次)」の数値目標について

○茨城県消費者基本計画(第3次)の数値目標・実績及び次期計画での考え方(案)

施策の箇所	施策名	指標名	担当課所	目標値	実績値	達成状況	次期消費者基本計画での位置づけ(案)			他の計画等での位置づけ 計画等の名称		
				(R2(H32)年度)	(R2年度)		継続	削除	変更		継続・削除・変更の理由	
1	(1) ① ア	消費生活用製品の安全性の確保	消費生活用製品安全法に基づく販売店等への立入検査数	生活文化課	年間135件	年間140件	A			(○)	目標を達成したことから、次期計画での位置づけについては検討する。	
	(2) 全体	食品等の安全性の確保	食の不安を感じる県民の割合	生活衛生課	50%未満	26.5%	A		○		他課で引き続き推進することとする。	県総合計画
	① オ	ハサップシステムの導入促進	ハサップシステム導入施設数	生活衛生課	累計680施設	累計715施設	A		○		他課で引き続き推進することとする。	食の安全・安心確保アクションプラン ※ハサップに沿った衛生管理が法律上義務化されたため、次期改定時に削除予定
		カ	エコ農業の推進	環境保全型農業直接支払事業の取組面積	農業技術課	1,800ha	430ha	D		○		他課で引き続き推進することとする。
	(3) ① ア	家庭用品の品質表示の適正化	家庭用品品質表示法に基づく販売店等への立入検査数	生活文化課	年間180件	年間165件	C			(○)	昨年度はコロナのため検査数が減ったものの、それまでは順調に目標を達成していたことから、次期計画での位置づけについては検討する。	
ウ		食品の表示及び情報伝達の適正化	食品適正表示推進員の養成者数	生活衛生課	累計2,500件	累計2,142名	C		○		他課で引き続き推進することとする。	食品衛生監視指導計画
2	(1) ① イ	消費者教育講師等の派遣	消費者教育講師等派遣事業の受講者数	消費生活センター	年間12,000名	年間3,595名	D	○			幅広い年齢層への消費者教育として重要と考えられることから、目標を見直し再度数値目標に設定する。	
	(2) ① ウ	消費生活センターの周知	市町村消費生活センター等における消費生活相談の受付割合	消費生活センター	85.0%	76.8%	D	○			住民にとって身近な市町村相談体制の整備が必要であることから、引き続き数値目標に設定する。	
		② ア	茨城県消費者行政推進交付金の活用	市町村消費生活センター等の窓口開設日数	生活文化課	年間10,000日	年間9,986日	B		○		窓口開設日数の少なかった5町でR3に開設日を増加し、目標を達成したため、数値目標から外すこととする。
	(3) イ	消費生活相談員レベルアップ研修会の開催	消費生活相談員がレベルアップ・スキルアップ研修会に参加した市町村割合	消費生活センター	100% (44市町村)	88.6% (39市町村)	D	○			相談対応の質の確保に向け、引き続き数値目標に設定し、全市町村の参加を目標とする。	
		ウ										
3	(2) ア	各種広報媒体を通じた情報発信	県消費生活センターホームページのアクセス数	消費生活センター	年間200,000回	年間46,953件	D			○	より多くの消費者へ啓発することを目指し、指標を「県センターからの情報発信回数」に変更する。	
	(3) エ	消費者教育の担い手の育成	消費生活相談員が消費者教育に関する研修会に参加した市町村割合	消費生活センター	100% (44市町村)	— (H29で終了)			○		(目標を達成し、H29で終了している)	—
		オ	消費者教育講師等の派遣	消費者教育講師等派遣事業の受講者数(再掲)	消費生活センター	年間12,000名	年間3,595名	D	○			
		ク	児童生徒の食育の推進	学校給食における地場産物活用状況(品目数ベース)	保健体育課	50.0%	61.0%	A		○		他課で引き続き推進することとする。
4	(1) ① ウ	市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進	高齢者・障害者見守り活動を実施している市町村割合	生活文化課	100% (44市町村)	86.4% (38市町村)	B	○			地域における見守り活動は消費者被害の未然防止に重要であることから、引き続き数値目標に設定し、全市町村での実施を目指す。	
		② イ										
	(1) ③ ア	学校等への消費者教育講師の派遣等	消費者教育講師等派遣事業の受講者数(教員向け)	消費生活センター	年間200名	年間77名	D			○	学校での消費者教育を充実させるため、「教員向け消費者教育講座の受講者数」に指標を変更する。	
5	(2) ア	いばらきゼロエミッションの推進	1人1日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量	資源循環推進課	919g	985g (R1年度)	D		○		他課で引き続き推進することとする。	・環境基本計画 ・廃棄物処理計画(県全体のごみの排出量として位置づけ)
	(3) ア	下水道等の普及促進・合併処理浄化槽の設置促進	汚水処理人口普及率	下水道課	86.4%	85.6% (R1年度)	A		○		他課で引き続き推進することとする。	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画
	(4) イ	環境学習・環境保全活動のリーダー養成	環境保全活動実践リーダーの養成者数	環境政策課	年間6,600名	年間1,648名	D		○		他課で引き続き推進することとする。	・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 ・環境基本計画 ・地球温暖化対策実行計画

【次期計画の数値目標について】

○上記の整理に基づくと、現行計画で18あった指標数が、次期計画では継続・変更合わせて8と、数が少なくなる。  
○そこで、次期計画の数値目標の策定に当たっては、新たな指標を追加し、推進を図ることとしたい。(例: エシカル消費の認知度、交付金活用市町村数)